

【必要なもの】

	被保険者本人が申請	家族が代理で申請
①申請書	必要（主治医氏名はフルネームで記入）	
②介護保険被保険者証	必要	
③かいごの問診票	必要（提出希望者のみ）	
④健康保険の被保険者 記号・番号の確認書類	65歳以上の方：必要ありません 65歳未満の方：資格確認書等（マイナ保険証を保有している場合は、必要ありません）	
⑤被保険者本人の マイナンバー確認書類	次のいずれか ・マイナンバーカード ・通知カード ・住民票の写し（マイナンバー付）	次のいずれか又はその写し ・マイナンバーカード ・通知カード ・住民票の写し（マイナンバー付）
⑥本人確認書類	必要	必要（申請者のもの）
	1点でよい主なもの…マイナンバーカード・運転免許証 運転経歴証明書・身体障害者手帳	
	2点必要な主なもの…介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・年金手帳	
⑦申請委任の書類		次のいずれか ・介護保険被保険者証（被保険者本人のもの） ・「要介護・要支援認定更新のお知らせ」の通知書 ・委任状

◎紛失等により、⑤～⑦の書類がない場合は、長寿課にお問合せください。

◎認定申請が2回目以降の方は、⑤～⑦の書類は不要で、申請書にマイナンバーの記載も必要ありません。

ケアマネジャー等が申請を代行する場合

- ・被保険者本人の申請に関する判断が困難等で、ケアマネジャー、介護保険施設職員が申請を代行する場合は、⑤～⑦の書類は不要で、申請書にマイナンバー及び健康保険の資格情報の記載も必要ありません。

【問い合わせ先】

刈谷市役所長寿課 介護認定給付係 電話 0566-62-1013